

深夜酒類提供飲食店営業開始届出について（個人）

1 必要書類

- ① 営業開始届出書 … 様式あり
- ② 営業の方法 … 様式あり
- ③ 周囲の略図
- ④ 営業所の平面図 … 面積やいす、テーブルの位置が分かるもの
営業所内（客室など）の面積を計算した式も欄外に記載し、内寸で計測する
- ⑤ 営業所の照明設備、音響設備、防音設備が分かる平面図、図面
- ⑥ 営業者の住民票 … 本籍が記載されているものに限る

2 その他

届出受理時には届出内容について質問、確認の後、届出書の訂正・追加記載を求められることがありますので、届出者の方がいらしてください。

調査の結果、営業所の場所が深夜酒類提供飲食店を営業できない地域であることが判明した場合は、午前0時前に終わる営業をしてもらうこともあります。

届出書の確認作業に時間を要します。

窓口で待っていただく時間を軽減するためにも事前の連絡をお願いいたします。

(記載例)
【開始届出書】

別記様式第47号 (第103条関係)

		受理 年月日			受理 番号		
<p style="text-align: center;">深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書</p> <p style="text-align: center;">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">秋田県 公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: center;">秋田市・・・・・・・・・・ 秋田 太郎</p>							
(ふりがな) 氏名又は名称	あきた たろう ----- 秋田 太郎						
住 所	〒(001-0003) 秋田市・・・・・・・・・・ (018) 800局0000番						
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名	-----						
(ふりがな) 営業所の名称	すなック あきた ----- スナック 秋田						
営業所の所在地	〒(001-0002) 秋田市・・・・・・・・・・ 〇〇ビル2階 (018) 800局0001番						
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	鉄筋コンクリート3階建					
	建物内の営業所の位置	2階の一部					
	客室数	1	室	営業所の床面積	40.8	㎡	
	客室の総床面積	22.08	㎡	各客室の床面積	22.08	㎡	㎡
					㎡	㎡	
	照明設備	客室 60Wダウンライト10基 調理場 60Wダウンライト3基 トイレ、手洗場 60Wダウンライト3基 事務室 40W蛍光灯2基					
	音響設備	☆☆社製カラオケ機器1台、モニター1台、スピーカー2台					
防音設備	壁内に厚さ10cmのグラスウールの防音材、二重サッシ						
その他	営業所の出入り口は1箇所である						

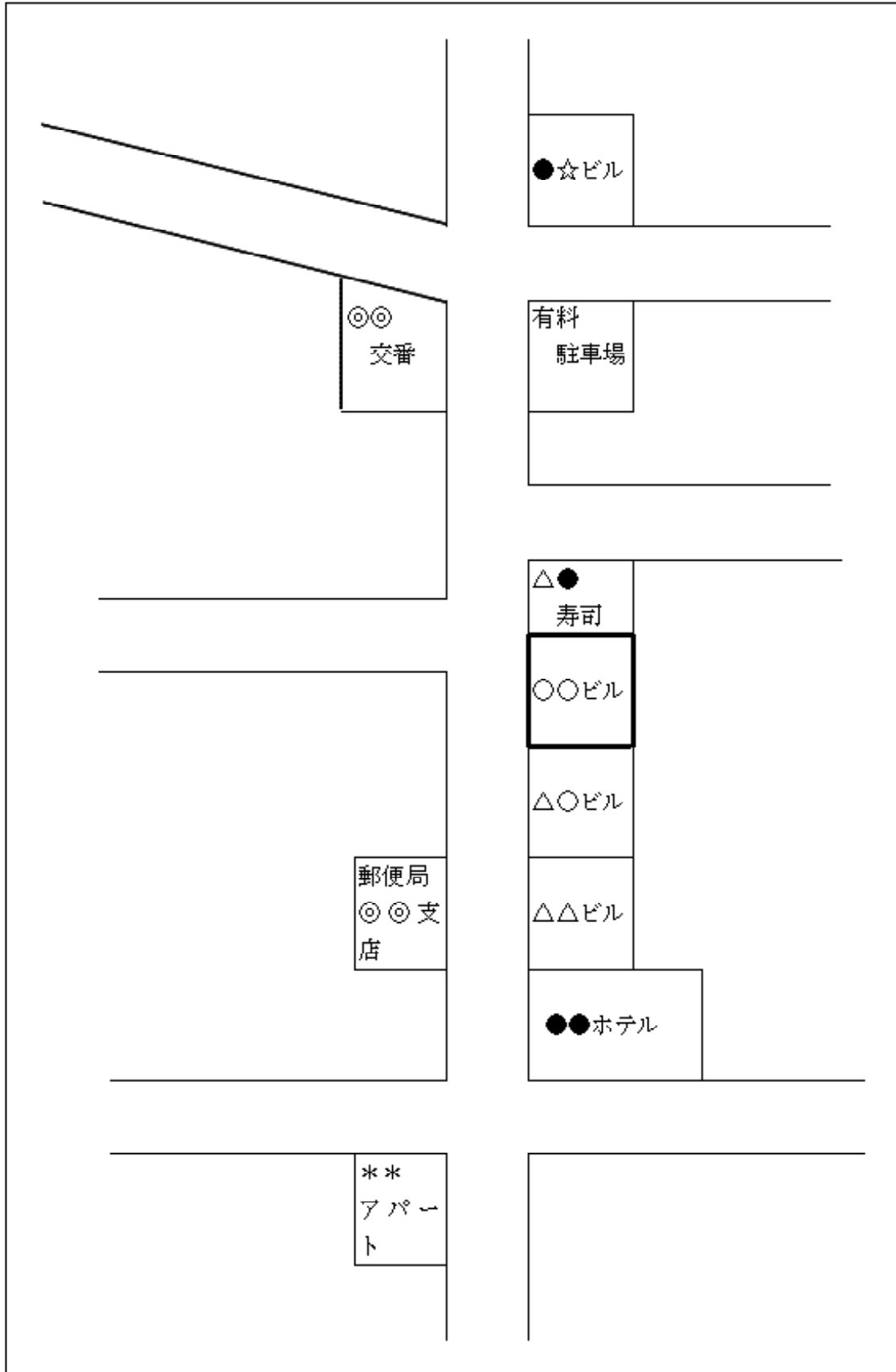
【営業の方法】

別記様式第48号（第103条関係）

営業の方法	
営業所の名称	スナック 秋田
営業所の所在地	秋田市・・・・・ ○○ビル 2階
営業時間	午前 6時00分から 午前 3時00分まで 午後 午後
18歳未満の者を従業員として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） ※ 従業員として使用する場合は (例) 営業開始時から午後9時まで、食器の片付け及び食器洗いに従事させる。 (労働法規を確認・遵守しなければならない)
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 ※ ①立ち入らせる場合は 午後10時以降は身分証明書の提示を求める
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 ピーナッツ、サラミ、ポテトチップスなど加工済みの飲食物を提供する。
酒類の提供	提供する酒類の種類及び提供の方法 ウイスキー、カクテル、焼酎、日本酒、ビール
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 身分証明書の提示を求め、20歳以上であることを確認する。
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容 カラオケを歌うように奨め、客の求めに応じて従業員がカラオケを操作して客に利用させる。
	時間帯 午前 6時00分から 午前 0時00分まで 午後 午後
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

遊興（不特定の客にカラオケを勧めたり、バンドの生演奏を聴かせるなど）をさせる場合は最長で午前零時まで

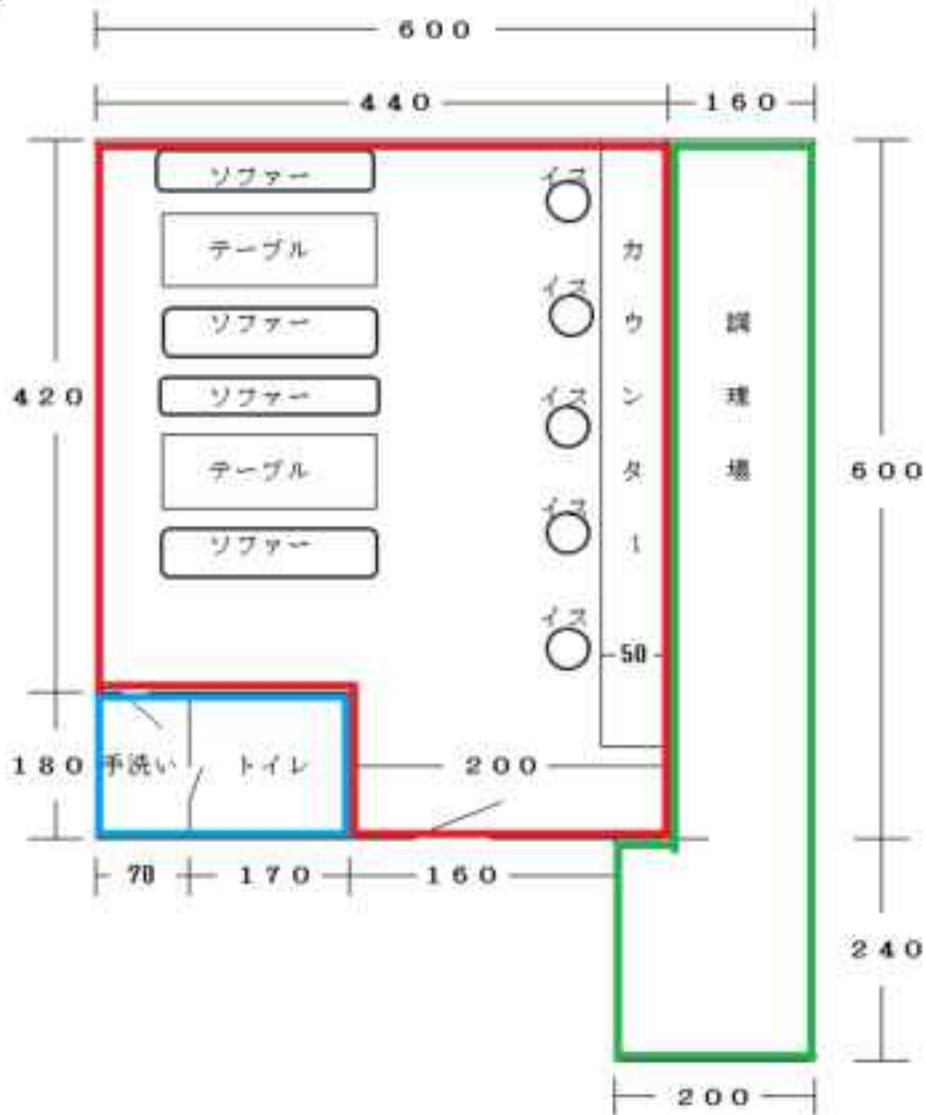
【周囲の略図】



※ 住宅地図のコピーやインターネットから印字したものも可

【平面図、面積部分】

平面図



客室 $(4.4 \times 4.2) + (2 \times 1.8) = 22.08 \text{ m}^2$
調理場 $(6 \times 1.6) + (2.4 \times 2) = 14.4 \text{ m}^2$
トイレ、手洗い場 $(1.7 \times 1.8) + (0.7 \times 1.8) = 4.32 \text{ m}^2$
 営業所 $22.08 + 14.4 + 4.32 = 40.8 \text{ m}^2$

客室数	1	室	営業所の床面積	40.8	m ²
客室の総床面積			22.08	m ²	
各客室の床面積	22.08		m ²	m ²	
			m ²	m ²	

- ※ 寸法は、内寸（実際の測定値）
- ※ 客室面積については、カウンター上も含む

■ 営業所面積記載時の留意事項

届出を行う図面については、営業所全体の床面積、客室面積、トイレ、調理場、更衣室等の面積をそれぞれ記入願います。

※ 寸法は、内寸（建物の壁から壁までの測定値）

※ カウンター上面も客室面積に含まれます。

- 営業所全体の床面積は全ての面積の合計になります。

例	全体の床面積	=	客室面積	+	調理場	+	トイレ、手洗い場
	40.8㎡		22.08㎡		14.4㎡		4.32㎡

- 届出される図面を元に各面積の計算を行いますので、計算が可能な図面の提出をお願いします。

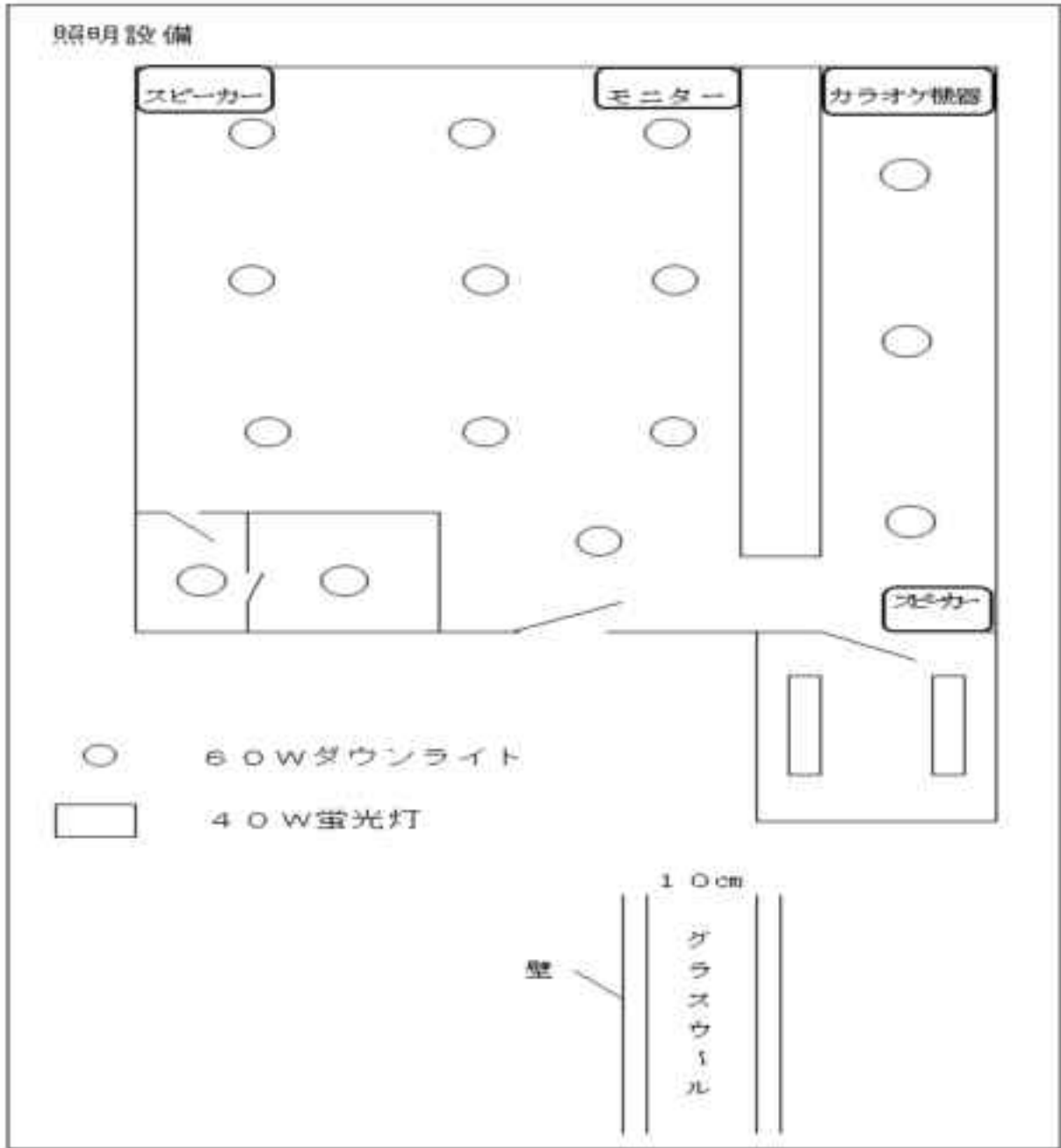
数字の判読ができないものや寸法の記入のない図面では計算ができませんので、再度提出していただくことになります。

- 面積を出す際の数式については、全て記入のうえ提出してください。

$22.08\text{㎡} + 14.4\text{㎡} + 4.32\text{㎡} = 40.8\text{㎡}$
--

- それぞれの場所については、蛍光ペン等で囲む等して、営業所内の状況がよくわかるように提出してください。

【平面図、照明・音響部分】

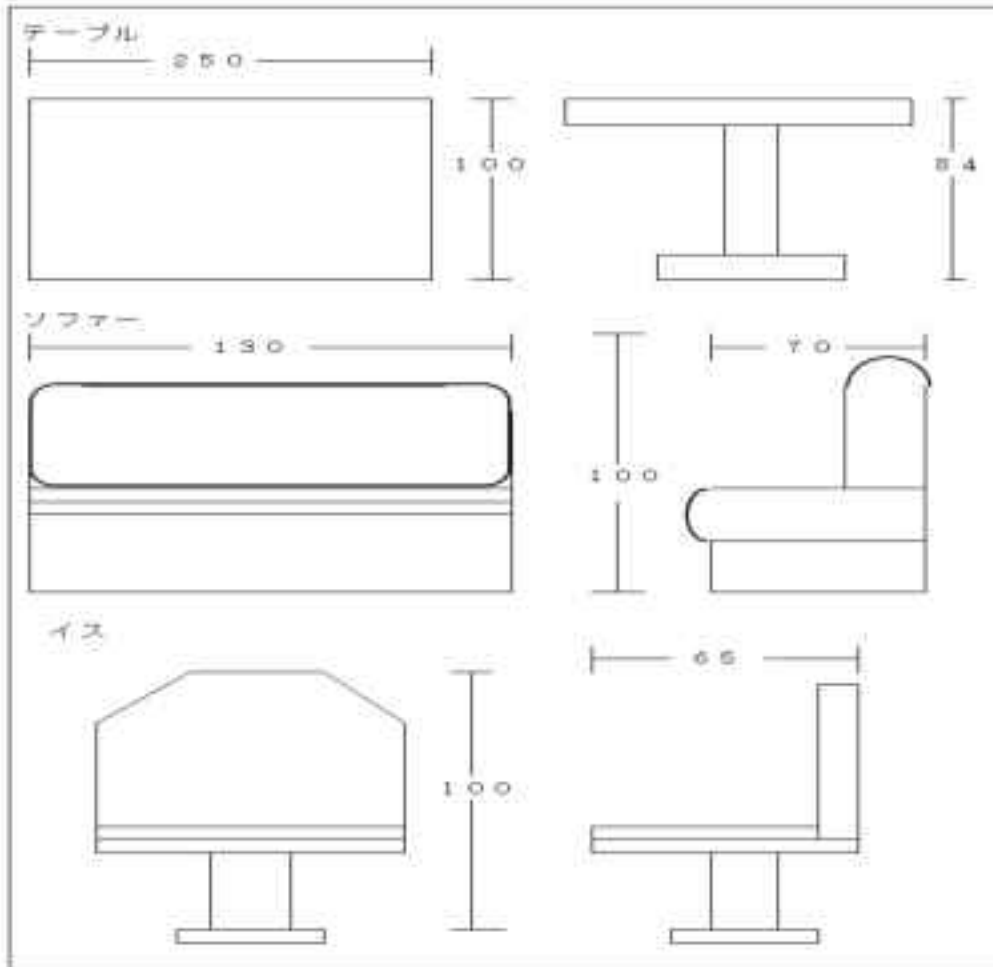


○ 開始届出書

照明設備	客室 60Wダウンライト10基 トイレ、手洗い場 60Wダウンライト2基 調理場 60Wダウンライト3基 事務室 40W蛍光灯2基
音響設備	☆☆社製のカラオケ装置1台、モニター1台、スピーカー2台を客室に設置する

※ 届出書に書いた数と図面に書いた個数が同じ数になるようにする

【イス、テーブルの図面】



※ 高さ1メートルを超えない高さのイスやテーブルにする